

用水供給料金の見直しについて

第4期計画期間の平成22年度から平成26年度までの5年間において、計画期間中の業務状況、施設整備状況及び経営状況などの実績については、いずれも計画を超えるものとなっており、経営の健全化は計画以上に進んでおります。

第5期用水料金の設定については、延べ6回の用水供給事業専門委員会を開催し用水供給料金の改定にむけて構成団体と十分な協議を行い、平成27年度から料金の値下げを行うことになりました。

第5期用水供給料金（平成27年度～平成31年度）

	改定前	改定後
基本料金 責任水量1m ³ につき	10,320円（税抜き）	9,360円（税抜き）
従量料金 使用水量1m ³ につき	27円（税抜き）	27円（税抜き）

※ 従量料金は、第4期と第5期の従量料金の均衡を図るため、算定期間が平成23年度から31年度までの9年間となっているため、改定はありません。